

自然災害の影響で 住宅ローンなどの 返済にお困りでは ありませんか？

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、
住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。

(手続の流れは裏面をご参照ください)

(注) 債務整理の成立には、一定の要件を満たすことやローンの借入先(金融機関等)の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。

国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による
手続支援を**無料**で受けることができます。

(注) 弁護士のほか、公認会計士、税理士、不動産鑑定士。なお、特定調停手続の利用に関する費用は、債務者ご自身に負担していただくことになります。

財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、
手元に残すことができます。

(注) 具体的には被災状況、生活状況などの個別事情によります。

破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、
個人信用情報として**登録されない**ため、
その後の新たな借入れに影響が及びません。

詳しくは、ローンの借入先にお問い合わせください。

また、借入先が信用組合の場合、しんくみ相談所(全国信用組合中央協会)☎03-3567-2456*へ
お問い合わせいただくことも可能です。

※受付日：月曜日～金曜日(祝日及び信用組合の休業日を除く) 受付時間：午前9時～午後5時



自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

手続の流れ

① 手続着手の申出

最も多額のローンを借りている金融機関等へ、ガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます（受付窓口は当該金融機関へ確認してください）。金融機関から借入先、借入残高、年収、資産（預金など）の状況などをお聞きします。



（注）お手元に借入れの状況などの資料をご用意ください。なお、必要な事項をお聞きし終えた日をもって手続着手の申出日になります。

② 専門家による手続支援を依頼

上記①の金融機関等から手続着手について同意が得られた後、地元弁護士会などを通じて、全国銀行協会に対し、「登録支援専門家」による手続支援を依頼します。

（注）「登録支援専門家」は、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士ですが、弁護士以外は一部業務を実施できません。



③ 債務整理（開始）の申出

金融機関等に債務整理を申し出て、申出書のほか財産目録などの必要書類を提出します（書類作成の際、「登録支援専門家」の支援を受けることができます）。

債務整理の申出後は、債務の返済や督促は一時停止となります。



④ 「調停条項案」の作成

「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類（「調停条項案」）を作成します。



⑤ 「調停条項案」の提出・説明

「登録支援専門家」を経由して、金融機関等へガイドラインに適合する「調停条項案」を提出・説明します（金融機関等は1カ月以内に同意するか否かを回答します）。



⑥ 特定調停の申立

債務整理の対象にしようとする全ての借入先から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます（申立費用は債務者のご負担となります）。



（注）「登録支援専門家」は特定調停申立書類の作成等の支援はできますが、原則として、特定調停の場に出頭することはありません。債務者ご自身に出頭いただく必要があります。

⑦ 調停条項の確定

特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。

